

議案第58号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
別表第1中第27項を削り、第28項を第27項とし、第29項から第43項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことから、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。